

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-7
許認可等の種類	クリーニング師免許の抹消			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法施行規則第10条			
許認可等の概要	クリーニング師免許の抹消			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・クリーニング業法施行規則 第十条 クリーニング師は、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納することによつて登録の抹消を申請することができる。</p> <p>2 クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、一月以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			